

感染症による出席停止について

学校保健安全法第 19 条に「校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と規定されている。

学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第 1 種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第 2 種 飛まつ感染する伝染病で学校において流行を広げる可能性が高い	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が対失した後 2 日を経過するまで
第 3 種 学校において流行を広げる可能性があるもの	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ＊その他の感染症	症状により学校医、その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで ＊その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置

＊溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症
感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）など